

令和 8 年度
就学相談のご案内



立川市教育委員会 教育支援課

 042-527-6171

 042-528-6875

 kyouikushien@city.tachikawa.lg.jp

XX

令和 8 年度 就学相談のご案内 目次

XX

就学相談の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
市立小・中学校の特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
立川市立の小学校・中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
立川市立の特別支援学級等・都立特別支援学校・・・・・・・・・・・・	16
* 知的障害特別支援学級	
* 自閉症・情緒障害特別支援学級	
* 難聴・言語障害通級指導学級（小学校）	
* 特別支援教室キラリ（小学校）・特別支援教室プラス（中学校）	
* 立川市を通学区域とする都立特別支援学校	
「就学支援シート」を活用される保護者のみなさまへ・・・・・・・・・・	18
立川市サポートファイル「たちサポ」をご活用ください・・・・・・・・・・	21
よくいただくご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
立川市立小学校・中学校 特別支援学級等配置図・・・・・・・・・・・・・・	29

令和 8 年度 就学相談の概要



「就学相談」とは？ ①

- 就学相談は、お子さんの能力や可能性を最も伸ばせる教育環境や必要な支援の内容について、専門知識をもつ相談員が保護者と一緒に考える場です。
- 適切な就学先の提案や、障害や特性に応じた合理的配慮・支援内容の検討、学校の見学（体験）などの情報提供を行います。

**〈主な対象〉 令和 9 年 4 月に小学校 または 中学校に就学するお子さんで
以下のような不安や希望をお持ちの方**

- 就学に関する心配がある場合
 - ・ 心身に障害がある
 - ・ 発達がゆっくりしている
 - ・ 集団行動が苦手である
- 特定の就学先や支援を希望・検討している場合
 - ・ 特別支援学校や特別支援学級（難聴言語障害含む）への就学を希望、検討している
 - ・ 身体の障害により、通常の学級で介助員の配置を希望している
 - ・ 医療的ケアによる看護師の配置を希望している

「就学相談」とは？ ②

次のような方は、相談を早期に終了し、就学後に相談いただく場合があります。

- 特別支援教室を利用を希望または検討している。
 - ・特別支援教室は、通常の学級における困難さを改善することを目的とした学びの場となるため、就学後の様子を確認したうえで、学校へご相談ください。
- 園などから相談を受けるよう勧められたが、本人・保護者ともに相談を必要と感じていない。
 - ・園などから相談を進められた場合は、その理由等をよくお聞きください。園などでの状態等も含めて共通理解したのち、必要と考える場合には、お申込みください。
- 就学支援シートなど、就学前の支援の引継ぎのみを行いたい。
 - ・園での支援を踏まえて就学後の支援について検討してもらいたいが、就学先の変更までは考えていない場合は、就学支援シート（就学前における家庭や園、療育機関での支援内容をまとめたもの）を作成し、就学先へ引き継ぐことができます。
- 特別支援学校や特別支援学級を希望しているが、当該の障害がない。
 - ・特別支援学校や特別支援学級は対象となる障害種別及びその程度が定められています。対象となる障害及びその程度でない場合には、通常の学級における支援等の検討や就学後の相談をお勧めする場合があります。

就学相談の流れ…①申し込み受付・初回面談

①インターネットから申し込み



申込みから2～3週間以内をめぐに相談員から初回面談の日程調整のご連絡をいたします。

②保護者の方…初回面談

③お子さん…行動観察

※ご用意いただきたいもの … 母子手帳、発達検査の結果、愛の手帳等



「就学相談票」の記入／現在希望する就学先
成育歴／就学にあたっての心配ごと／かかりつけ医
身辺の自立／集団活動／食事の好き嫌い…など

親子分離の様子／あいさつ・会話／靴や上着の脱着
場慣れ／トイレ／文字や数字への興味・理解
色や形の理解／微細運動／粗大運動…など



就学相談員は、保護者の意向をお聞きしながら、学校に関する情報提供や、就学までのタイムスケジュール等をご案内していきます。



就学相談の流れ…②検討資料の収集

④発達検査（知能検査）

お子さんの状況をより的確に把握し、就学先の決定や支援内容を審議する際の資料として、発達検査（WISC-V、田中ビネーV・VIなど）の結果をご提出していただきます。

在籍園（校）からの情報収集

保護者の了解のもと、在籍している園（又は学校）に対し、お子さんの就学相談資料の作成を依頼します。お子さんの状況に応じて、就学相談員が、園や発達支援グループの活動の様子を観察する場合があります。

⑤医師による診察

主治医の診察記録や療育の記録等を就学相談資料としてご提出していただきます。（身体の障害や成長発達に関するかかりつけ医をおもちになることをお勧めしています。）

検査結果、医師診察記録、見学・体験を踏まえ、就学先についてあらためて確認をさせていただきます。その中で相談が終了することもあります。

特別支援学級等の見学・体験

ご希望に応じて、市立小・中学校の特別支援学級や都立特別支援学校の見学・体験ができます。通常の学級への就学を希望する場合は、学校公開日をご案内しています。

※特別支援学級等の見学の日程には限りがあるため、他のご家庭と一緒にいる場合があります。あらかじめご承知おきください。



就学相談の流れ…③専門家による協議

⑥就学支援部会での行動観察や支援等の検討

親子でご出席ください

- ・特別支援学級設置校の校長、副校長
- ・都立特別支援学校のコーディネーター
- ・特別支援学級担任・特別支援教室教員
- ・通常の学級担任等が、

小集団でのお子さんの活動を観察します。観察中、保護者は学校管理職と面談を行います。相談過程で得られた資料を参考にしながら、**必要な支援や就学先について協議**します。



⑦就学支援等検討委員会での審議

ご出席は不要です

- ・医師
- ・学識経験者
- ・臨床心理士
- ・言語聴覚士
- ・行政職員（児童発達支援センター長、教育委員会統括指導主事）が

就学支援部会の審議結果等を参考にしながら、**必要な支援内容及び就学先について最終的に提案**をまとめます。

就学相談の流れ…④保護者へのご提案と意向確認



⑧市より保護者へ、就学先や支援等についてご相談

就学支援等検討委員会でもとめられた審議内容及び保護者の意向を踏まえ、保護者とお子さんの就学先等についてご相談します。

提案した就学先が、保護者の考えと異なる場合

必ず保護者と面談を行い、審議の過程で専門家が、なぜその提案に至ったのかをお伝えし、改めて保護者の意向を確認します。

提案された就学先の見学・体験を行っていない場合、保護者のご希望に応じて、実施することも可能です。最終判断にあたっては、保護者や本人の意向を最大限に尊重します。



※特別支援学級や特別支援学校へ就学する意向があっても当該の障害がないと判断される場合は、必要な配慮や教育内容が異なるため、意向通りとならない場合があります。



就学相談の流れ…⑤就学先決定と引継ぎ



⑨合意形成後、教育委員会より入学通知を発送（1月中旬頃から順次）

※就学先について保護者の方と最終的に合意（相談が終了）した後、就学先決定の通知を発送します。

小学校では2月初旬に入学説明会が、中学校では制服（標準服）の採寸があるため、それまでに決定することを目指します。

※特別支援学校へ就学する場合は、東京都との就学相談が終了後に発送されます。

⑩就学先へ「就学支援ファイル」を引継ぎ（2月頃）

就学相談を利用するメリットの一つが、「就学支援ファイル」の引継ぎです。

相談を通じて揃えた資料（面談の記録、医師所見、発達検査の結果、在籍園・校や就学相談員による実態把握票等）を『就学支援ファイル』としてまとめ、就学先の学校（特別支援学校の場合は東京都）へ引継ぎます。必要に応じて、介助員の配置や施設の改修など、入学に必要な準備をしていきます。



提案と異なる就学先へ就学した場合

就学後の状況等に応じて、就学相談員による継続相談を実施します。授業観察や三者面談等を通じて、適応の状況や指導・支援面の配慮が十分か、保護者のご心配がないかなどを一緒に確認していきます。

就学相談（転学相談）のお申し込み

- ・相談の申し込み開始 **令和8年3月25日（水）**
※申し込みは右記二次元コードから
- ・就学相談の対象は
令和9年4月に小学校または中学校へ就学するお子さん
- ・転学相談の対象は
小・中学校に在籍しているお子さん
- ・相談申し込み期限
自閉症・情緒障害特別支援学級 令和8年8月31日（月）
知的障害特別支援学級 令和8年9月30日（水）



就学相談



転学相談

〈時間〉月曜日～金曜日・第2土曜日／午前9時～午後5時

※4～8月は第4土曜日も受け付けます

〈場所〉子育て支援・保健センター（はぐくるりん）

就学先の学校・学級について

●立川市立小・中学校

小学校は19校、中学校は9校

知的障害特別支援学級 小学校7校・中学校3校

自閉症・情緒障害特別支援学級 小学校3校・中学校1校

難聴・言語障害通級指導学級 小学校2校（難聴1校、言語2校）

情緒障害等の特別支援教室 小・中学校全校



★立川市では小学校特別支援教室を『キラリ』、中学校特別支援教室を『プラス』という愛称でご案内しています。※17ページ参照

それぞれの学校・学級には **通学区域** があります。

市ホームページでは、住所から逆引きができる学区の一覧をご案内しています。右記二次元コードからご確認ください。



学区一覧

通学区域

知的障害特別支援学級

障害種別	市立学校名	学級名	通学区域
知的障害	第一小学校	あおぞら学級	第一小・第三小・第六小・第七小
	第五小学校	こだま学級	第五小・第二小・第八小・南砂小
	第九小学校	くわのみ学級	第九小・大山小・上砂川小
	第十小学校	すずかけ学級	第十小・柏小
	松中小学校	まつのみ学級	松中小・西砂小
	新生小学校	ひまわり学級	新生小・第四小
	若葉台小学校	たんぽぽ学級	若葉台小・幸小
	立川第一中学校	アイ I 組	小学校区; 第一小・第三小・第四小・第七小・新生小 中学校区; 立川第一中・立川第三中(一部)・立川第八中
	立川第二中学校	いち 1組	小学校区; 第二小・第五小・第六小・第八小・南砂小・幸小・若葉台小 中学校区; 立川第二中・立川第三中(一部)・立川第四中(一部)・立川第六中(一部) 立川第九中
	立川第五中学校	10組	小学校区; 第九小・第十小・西砂小・松中小・大山小・柏小・上砂川小 中学校区; 立川第五中・立川第四中(一部)・立川第六中(一部)・立川第七中

自閉症・情緒障害特別支援学級

障害種別	市立学校名	学級名	通学区域
自閉症・ 情緒障害	第二小学校	さくら学級	第二小・第五小・第八小・南砂小・幸小・若葉台小
	第六小学校	はごろも学級	第六小・第一小・第三小・第四小・第七小・新生小
	大山小学校	にじいろ学級	大山小・第九小・西砂小・松中小・上砂川小
	※第十小・柏小については交通手段の観点から第二小もしくは大山小を選択		
	立川第四中学校	A組	立川市全域

難聴・言語障害通級指導学級

市立学校名	学級名	対象
第七小学校	ことばの教室	第一小・第二小・第三小・第四小・第六小・第七小 新生小 に在籍する児童
第八小学校	きこえとことばの 教室(難聴)	市立小学校 に在籍する児童
	きこえとことばの 教室(言語)	第五小・第八小・第九小・第十小・西砂小・南砂小・幸 小・松中小・大山小・柏小・上砂川小・若葉台小 に在籍する児童

特別支援学級について

特別支援学級とは、**障害のある児童・生徒が**、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行う**ため、特別に少人数で編制された学級です。

知的障害特別支援学級（教育課程等については12ページ参照）

知的発達の遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な児童・生徒が対象です。必要に応じて特別支援学校の各教科の内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を学習します。

小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を、中学校では、それらをさらに充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導しています。

交流および交流学习として通常の学級の授業を受けることもあります。

自閉症・情緒障害特別支援学級（教育課程等については12ページ参照）

知的な遅れがなく、自閉症、情緒障害に類する特性（言葉によるやりとりや他人とのかかわりを持ちながら生活を送ることの困難さ）がある児童・生徒が対象です。

小集団の中で、一人ひとりの教育的ニーズや障害の特性に応じた指導を行います。通常の学級と同じ内容の授業（国語などの教科のほか、特別活動など）を受け、障害による生活上・学習上の困難さを改善するための自立活動も行います。

交流および交流学习として通常の学級の授業を受けることもあります。

自閉症・情緒障害特別支援学級による指導と障害種

障害種	特別支援学級	特別支援教室
自閉症	○	○
情緒障害	○	○
学習障害	—	○
注意欠陥多動性障害	—	○

自閉症・情緒障害特別支援学級に入級するのは

- ・医師の診断により知的障害がなく、自閉症・情緒障害がある児童・生徒
- ・自閉症・情緒障害を要因とした困難さにより、合理的配慮などの支援があったとしても、通常の学級の学習活動等への参加が困難な児童・生徒
- ・本人と保護者に自閉症・情緒障害特別支援学級に入級し、通学する意思があり、入級により学んでいる実感・達成感を得られることが期待できる児童・生徒
- ・特性に応じた指導により、通常の教育課程に準じた教科学習が可能である児童・生徒

○お子さんの様子や準備していただいた資料に加え、専門家の意見を聴いたうえで判断します。

○対象となる児童・生徒でも、その程度により通常の学級への在籍や特別支援教室の利用など、他の支援を提案する場合があります。

通級指導学級について

通級指導学級とは、**通常の学級に在籍**し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じて**週1～8単位時間**、設置されている学校で通級による指導を行う教育形態のことです。

(1) 言語障害（小学校2校に設置しています）…**ことばの教室**

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

(2) 難聴（小学校1校に設置しています）…**きこえの教室**

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

- 通級指導学級にも通学区域があります。
- 知的障害のある児童は対象となりません。（就学相談時に診断された場合も、就学後、利用希望があった時点の成長発達の状況等により、相談可能）
- 他校で通級指導を受ける場合は、交通費の補助制度があります。
- 小学生の場合は、安全確保の観点から、保護者による送迎をお願いしています。

特別支援教室（情緒障害等）について

小学校は**特別支援教室「キラリ」**…全小学校に設置

中学校は**特別支援教室「プラス」**…全中学校に設置

知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

- * 自閉症 又はそれに類する障害
- * 情緒障害（心理的な要因による選択性かん黙等）
- * 学習障害（LD）
- * 注意欠陥多動性障害（ADHD）

- 特別支援教室は、在籍校にてご利用いただきます。
- 知的障害のある児童・生徒や、通常の学級における困難さの改善が目的ではない方は対象となりません。
- 特別支援教室を利用するためには審査があり、発達検査（WISC-IV 又は WISC-V）の結果をご提出いただきます。審査の結果、利用が認められない場合があります。

特別支援教室ではこんなコトを学びます

- ・ 児童・生徒一人ひとりの課題や在籍学級での適応状態などを踏まえて、指導目標を設定します。
- ・ 指導の内容や児童・生徒数、学年などを考慮しながら、個別指導を行います。必要に応じて小集団指導を組み合わせることがあります。
- ・ キラリ・プラスで学んだ内容を担任の先生と共有し、在籍学級での指導や支援に活用します。

→目標を達成するのに必要な、キラリ・プラスでの指導内容や適した教材、在籍学級の担任の先生の役割、指導時間数（どの授業を何時間抜けるか）等を、ご家庭とも相談しながら決めていきます。

そのため、**キラリのご利用は、原則として入学後の様子をみてから検討していただきます。**

プラスのご利用は、小学校卒業前に申し込みができます。9月以降に実施する説明会にご参加ください。

自立活動

- * コミュニケーションの指導
- * 人間関係の形成の指導
- * 自己理解・自己受容の指導
- * 身体の動き、環境認知の指導

授業への参加が難しい原因

- 状況理解（社会性）
- 見通し（時間・行動）
- 学習意欲（意味理解・価値づけ）
- 集中力（刺激）

理解(分かること)が難しい原因

- 認知の偏り ■ 学習スタイル
- 複数作業の苦手さ
- イメージの弱さ ■ 曖昧さの理解
- 反復学習が必要

教科的な内容を 取り扱う自立活動

いわゆる補習や復習とは違います。
一人ひとりの**特性によるつまずき、
苦手なところに特化した指導**です。

例

- ・ 漢字の構成
- ・ 言葉の意味を理解するための指導
- ・ 物語文全体を視覚的にとらえる指導
- ・ 心情理解のための指導
- ・ 説明文の内容理解のための指導

指導時間の制度上の上限は週あたり8時間ですが、通常の学級の授業により多く参加できるよう、おおむね週1～4時間の範囲で設定します。

特別支援学校について

特別支援学校（都立学校）

特別支援学校とは、障害のあるお子さんについて
将来の自立に向け、きめ細やかな教育を行う学校です。

幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行うとともに、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を実施しています。

対象：肢体不自由、知的障害、視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱

障害種別	学校名	所在地	通学区域
肢体不自由	府中けやきの森学園	府中市朝日町3-14-1	羽衣町
	村山特別支援学校	武蔵村山市緑が丘1460-1	上記以外
知的障害	立川学園知的障害教育部門	立川市栄町1-15-7	市内全域
視覚障害	八王子盲学校	八王子市台町3-19-22	市内全域
聴覚障害	立川学園聴覚障害教育部門	立川市栄町1-15-7	市内全域
病弱	光明学園	世田谷区松原6-38-27	市内全域

●特別支援学校への就学には、障害種別により基準があります。

学校見学や体験、
学校公開の日程
等は、お早目
にお問い合わせ
ください。



立川市の特別支援教育について

●さまざまな支援

児童発達支援センター

就学前のお子さんを対象とした療育事業や子どもの発達に関する事業等を行っています

介助員、特別支援学級臨時指導員などを配置

看護師の派遣による医療的ケアの実施

教育相談員・言語聴覚士等による巡回相談

教育支援相談員の派遣による助言や授業研究

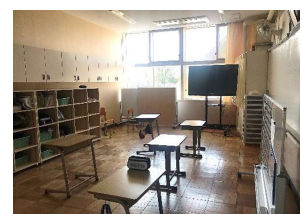
学校施設の整備、バリアフリー化の対応

階段昇降機の設置、トイレの改修、水道蛇口レバーの交換など

特別支援教育就学奨励費（通学費・学用品費等）の支給

特別支援学級の整備

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設（令和8年度 第六小学校、立川第四中学校）



学習環境の整備
（写真は松中小学校まつのみ学級）

教育相談・転学相談のご案内

就学後のご相談も、お気軽に。

登校したがない、学校でいじめられる、発達の遅れが気になる、成績不振、進路の悩み、非行や反抗...等々、子育てには悩みや不安がつきものです。

あるいは、お子さんにとって、現在の就学先が一番合っているのか、転学を考えたほうが良いのか...などと、迷うことがあるかも知れません。そんな時はお気軽に、ご相談ください。

お電話から **042-527-6171**

F A Xから **042-528-6875**

受付日 [教育相談] 月～土曜日
午前9時～午後5時
[転学相談] 月～金曜日・第2土曜日
※4～8月は第四土曜日も受付ます。
午前9時～午後5時
休業日 日曜・祝日・年末年始

- ご相談は無料です。
- 来所による相談は、事前にご予約ください。
- 相談の秘密は厳守します。



一人ひとりの可能性と能力を伸ばさせるために

市立小・中学校の特別支援教育

お子さん一人ひとりに合った指導や支援を提供できるよう、様々な学習環境を整備しています。
詳しくは、教育支援課までお問い合わせください。

障害の区分	知的障害	自閉症・情緒障害	発達障害
制度等の名称	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級	特別支援教室
在籍学級	特別支援学級	特別支援学級	通常の学級
概要	●対象 認知や言語などに関わる知的発達に明らかな遅れがあり、抽象的な概念を使った会話の困難さや日常生活上一部援助が必要な児童・生徒 ●特徴 将来の生活に役立つことを中心に考え、適応機能の向上を目指した指導を行います。各教科の内容は、特別支援学校と同じ内容に基づき学習します。 生活単元学習等を行い、各教科で学んだ内容を実際の生活に生かせるようにしています。	●対象 知的な遅れがなく、自閉症や情緒障害に類する特性(言葉によるやりとりや他人と関わりを持ちながら生活を送ることの困難さ)がある児童 ●特徴 通常の学級と同じ内容の指導(国語や特別活動などの指導)と障害による生活上・学習上の困難さを改善するための指導(自立活動)の時間を設けて指導します。 通常の学級と同じ内容の学習をしますが、抽象的な内容と取り扱う学習において、適切に意味理解が進むよう実体験を重視したり、認知特性に応じて、写真や図面、模型、実物の利用など視覚による理解を促したりします。	●対象 知的発達の遅れはなく、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、社会性やコミュニケーション、対人関係の形成などに課題があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒 ●特徴 基本は個別指導を行い、自分の特性の理解や対応について学びます。必要に応じ小集団で、人間関係の形成に関する学習などを行います。 教科等の内容を取り扱うことがあります。学習の遅れを取り戻す補習ではありません。
学級編成	児童・生徒8人で1学級を編制します。 (9～16人なら2学級、17～24人なら3学級)		学級は編制しません。
教員数	原則、学級数+1人の教員の配置がされます。 (2学級なら教員3人、3学級なら教員4人)		児童・生徒12人あたり1人の教員が拠点校に分散して配置されます。
利用決定のプロセス	就学相談又は転学相談の申込みが必要です。就学相談員との面談、行動観察、見学や体験を実施するほか、発達検査や医学診断の結果を提出していただきます。就学支援等検討委員会による審議・提案を経て、教育委員会が決定		学級担任等と相談後、校内委員会で支援レベルを検討します。発達検査(WISC)の提出が必要です。入室は、審査会での審議を経て、教育委員会が決定
教室の様子			
	松中小 まつのみ学級	第二小 さくら学級	第四小 キラリ
設置学校	第一小/第五小/第九小/第十小 松中小/新生小/若葉台小 立川一中/立川二中/立川五中	第二小/第六小/大山小 立川四中	すべての学校



- ことばの教室や、特別支援学級には指定の通学区域があります。
- 就学相談についての詳しいご案内を、市ホームページに掲載しています。

障害の区分	難聴・言語障害	肢体不自由・医療的ケア
制度等の名称	難聴・言語障害通級指導学級	介助員・学校看護師（医療的ケア看護職員）の配置
在籍学級	通常の学級	通常の学級
概要	●対象 知的発達の遅れはなく、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、以下の障害により、一部特別な指導を必要とする児童 ＜難聴：きこえの教室＞ 補聴器を使用しても通常の話声を解することに難しさがある児童 ＜言語障害：ことばの教室＞ 構音障害や吃音など言語機能の発達に遅れがある児童 ●特徴 個別指導を中心に、正しい発音や楽に話す方法などを学びます。	●通常の学級における介助対象 ①身体障害者手帳の交付を受けており、移動等に困難がある児童・生徒 ②学校教育法施行令第22条の3に該当する状態（特別支援学校への就学が適当であると就学支援等検討委員会で意見が出ている状態）にあり、移動等に困難がある児童・生徒 ③上記のほか、歩行や移動等が著しく困難であり、教育委員会が必要と認めた児童・生徒 ●医療的ケア実施看護師配置対象者 学校生活を送るにあたり医療的ケアが必要な児童・生徒 主治医の所見や指示書が必要 医療的ケアガイドラインに基づいて実施します。 学期末や校外活動前などには支援会議や学校医療的ケア委員会を個別に開催します。
学級編成	児童 20 人で 1 学級を編制します。 (21～40 人なら 2 学級)	
教員数	学級数 + 1 人の教員が配置されます。 (2 学級なら教員 3 人、3 学級なら教員 4 人)	
利用決定のプロセス	学級担任 又は 通級設置校にご相談ください。必要に応じて、検査 (ITPA、WISC) を実施します。入退級は、審査会での審議を経て、教育委員会が決定	介助員・学校看護師（医療的ケア看護職員）の配置は、就学相談等を経て決定
教室の様子	 第八小・きこえとことばの教室 (個別指導室)	 階段昇降機の実習
設置学校	第七小学校…ことばの教室 第八小学校…きこえとことばの教室	

〈小学校〉

学校名	所在地	通学区域
第一小学校	柴崎町2-20-3	柴崎町1丁目から6丁目まで
第二小学校	曙町3-23-1	曙町1丁目11番から37番まで、曙町2丁目及び3丁目、高松町3丁目（15番11号から19号まで、16番9号から16号まで、17番10号から16号まで、18番9号から15号まで、19番12号から14号まで、20番9号から14号まで、21番12号から19号まで、22番から32番まで）
第三小学校	錦町3-4-1	錦町1丁目、錦町3丁目、錦町4丁目、錦町6丁目
第四小学校	富士見町4-4-1	富士見町1丁目、富士見町2丁目、富士見町3丁目1番から9番まで、富士見町4丁目、富士見町5丁目、曙町1丁目1番から10番まで
第五小学校	高松町1-12-25	高松町1丁目、高松町2丁目、高松町3丁目（1番から14番まで、15番（1号から10号まで、20号から25号まで）、16番（1号から8号まで、17号から22号まで）、17番（1号から9号まで、17号から19号まで）、18番（1号から8号まで、16号から21号まで）、19番（1号から9号まで、15号から19号まで）、20番（1号から8号まで、15号から20号まで）、21番（1号から11号まで、20号から25号まで）、栄町3丁目1番地から29番地まで、栄町4丁目1番地から43番地まで
第六小学校	羽衣町2-29-22	羽衣町1丁目から3丁目まで
第七小学校	錦町5-6-43	錦町2丁目、錦町5丁目
第八小学校	幸町2-1-1	栄町2丁目44番地から46番地まで、栄町4丁目44番地から47番地まで、栄町5丁目、栄町6丁目、幸町1丁目から3丁目まで
第九小学校	上砂町2-18-1	砂川町1丁目31番地から56番地まで、砂川町2丁目1番地から64番地まで、砂川町3丁目1番地から25番地まで、砂川町4丁目1番地から47番地まで、砂川町5丁目（15番地の2及び3、16番地から20番地まで）、上砂町2丁目9番地から45番地まで、上砂町3丁目12番地から61番地まで、上砂町4丁目1番地から41番地まで、一番町1丁目41番地から61番地まで、一番町2丁目1番地から13番地まで、一番町4丁目1番地から16番地まで
第十小学校	柏町1-31-1	柏町1丁目、柏町2丁目、砂川町1丁目（1番地から30番地まで、57番地から67番地まで）、砂川町5丁目（1番地から14番地まで、15番地の1、15番地の4から6まで、21番地から54番地まで）、砂川町6丁目（1番地から3番地まで、4番地の1から10まで、5番地から26番地まで）、泉町1156番地、緑町
西砂小学校	西砂町2-34-2	一番町6丁目18番地から29番地まで、西砂町1丁目から7丁目まで
南砂小学校	栄町2-2-1	栄町1丁目6番地から39番地まで、栄町2丁目（1番地から43番地まで、47番地から69番地まで）、栄町3丁目30番地から63番地まで
幸小学校	幸町5-68-1	幸町4丁目から6丁目まで
松中小学校	一番町5-8-5	一番町2丁目14番地から49番地まで、一番町3丁目、一番町4丁目17番地から73番地まで、一番町5丁目、一番町6丁目1番地から17番地まで
大山小学校	上砂町1-5-33	砂川町2丁目65番地から71番地まで、上砂町1丁目、上砂町2丁目1番地から8番地まで、上砂町3丁目1番地から11番地まで、一番町1丁目1番地から40番地まで
柏小学校	柏町4-8-4	柏町3丁目から5丁目まで、砂川町6丁目（4番地の11から13まで、27番地から48番地まで）、砂川町7丁目（1番地から3番地まで、5番地から39番地まで、51番地から55番地まで）
上砂川小学校	上砂町5-12-2	砂川町3丁目26番地から47番地まで、砂川町4丁目48番地から72番地まで、砂川町7丁目（4番地、40番地から50番地まで、56番地から60番地まで）、砂川町8丁目、上砂町4丁目42番地から56番地まで、上砂町5丁目から7丁目まで
新生小学校	富士見町6-69-1	富士見町3丁目10番から21番まで、富士見町6丁目、富士見町7丁目
若葉台小学校	若葉町1-13-1	若葉町1丁目から4丁目まで

〈中学校〉

学校名	所在地	通学区域
立川第一中学校	柴崎町1-3-4	第一小・第四小学校通学区域
立川第二中学校	曙町3-29-46	第二小・第五小・南砂小学校通学区域
立川第三中学校	羽衣町3-25-6	第三小・第六小・第七小学校通学区域
立川第四中学校	幸町5-49-1	幸小・柏小学校通学区域
立川第五中学校	上砂町3-27-1	第九小・大山小・上砂川小学校通学区域
立川第六中学校	泉町786-16	第八小・第十小学校通学区域
立川第七中学校	西砂町6-28-3	西砂小・松中小学校通学区域
立川第八中学校	富士見町7-24-1	新生小学校通学区域
立川第九中学校	若葉町3-19-5	若葉台小学校通学区域

立川市立の特別支援学級等

知的障害特別支援学級

〈小学校〉

学校名	学級名	通学区域
第一小学校	あおぞら学級	第一小・第三小・第六小・第七小
第五小学校	こだま学級	第五小・第二小・第八小・南砂小
第九小学校	くわのみ学級	第九小・大山小・上砂川小
第十小学校	すずかけ学級	第十小・柏小
松中小学校	まつのみ学級	松中小・西砂小
新生小学校	ひまわり学級	新生小・第四小
若葉台小学校	たんぽぽ学級	若葉台小・幸小

〈中学校〉

学校名	学級名	通学区域
立川第一中学校	I (ア) 組	小学校区；第一小・第三小・第四小・第七小・新生小 中学校区；立川第一中・立川第三中（一部）・立川第八中
立川第二中学校	1 (イ) 組	小学校区；第二小・第五小・第六小・第八小・南砂小・幸小・若葉台小 中学校区；立川第二中・立川第三中（一部）・立川第四中（一部） 立川第六中（一部）・立川第九中
立川第五中学校	1 O 組	小学校区；第九小・第十小・西砂小・松中小・大山小・柏小・上砂川小 中学校区；立川第五中・立川第四中（一部）・立川第六中（一部） 立川第七中

自閉症・情緒障害特別支援学級

〈小学校〉

学校名	学級名	通学区域
第二小学校	さくら学級	第二小・第五小・第八小・南砂小・幸小・若葉台小
第六小学校	はごろも学級	第一小・第三小・第四小・第六小・第七小・新生小
大山小学校	にじいろ学級	大山小・第九小・西砂小・松中小・上砂川小

※第十小校区と柏小校区については、交通手段の観点から見て第二小または大山小を選択できます。

〈中学校〉

学校名	学級名	通学区域
立川第四中学校	A 組	市内全域

難聴・言語障害通級指導学級

〈小学校〉

学校名	学級名	通学区域
第七小学校	ことばの教室	第七小・第一小・第二小・第三小・第四小・第六小・新生小
第八小学校	きこえとことばの教室（言語）	第八小・第五小・第九小・第十小 西砂小・南砂小・幸小・松中小・大山小 柏小・上砂川小・若葉台小
	きこえとことばの教室（難聴）	市内全域

小学校特別支援教室キラリ

第1グループ 拠点校

第四小学校	第一小学校
	新生小学校

第2グループ 拠点校

第七小学校	第三小学校
	第六小学校

第3グループ 拠点校

第八小学校	第十小学校
-------	-------

第4グループ 拠点校

南砂小学校	第二小学校
	第五小学校

第5グループ 拠点校

幸小学校	柏小学校
	若葉台小学校

第6グループ 拠点校

松中小学校	西砂小学校
-------	-------

第7グループ 拠点校

大山小学校	第九小学校
	上砂川小学校

中学校特別支援教室プラス

第1グループ 拠点校

立川第三中学校	立川第一中学校
	立川第八中学校

第2グループ 拠点校

立川第六中学校	立川第二中学校
	立川第九中学校

第3グループ 拠点校

立川第七中学校	立川第四中学校
	立川第五中学校

立川市を通学区域とする都立特別支援学校

障害種別	学校名	所在地	通学区域
肢体不自由	府中けやきの森学園	府中市朝日町3-14-1	羽衣町
	村山特別支援学校	武蔵村山市緑が丘1460-1	上記以外
知的障害	立川学園知的障害教育部門	立川市栄町1-15-7	市内全域
視覚障害	八王子盲学校	八王子市台町3-19-22	市内全域
聴覚障害	立川学園聴覚障害教育部門	立川市栄町1-15-7	市内全域
病弱	光明学園	世田谷区松原6-38-27	市内全域

「就学支援シート」を活用される保護者のみなさまへ

子どもには、さまざまな個性があり、一人一人に夢や希望に満ちた豊かな可能性があります。その可能性を大切に伸ばしていくために、小学校への入学に向けて、幼稚園・保育園、療育機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや配慮してきたことで、小学校に伝えたいことがあれば、教えてください。お子さんが豊かで楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、一緒に考えていきましょう。

「就学支援シート」の記入に当たって

- お子さんのよいところ、得意なこと、頑張っていること等、お子さんが楽しい学校生活を送るためのヒントをお知らせください。
- お子さんがどうしても苦手なことや、環境、情緒が不安定になったときの対応の仕方など、学校生活において支援が必要なことを具体的にお知らせください。
- お子さんに合わせて工夫した指導の内容や、教材・教具、言葉かけや補助の仕方など、お子さんが意欲的に学習に取り組むことができる指導方法の工夫や、落ち着いて学習に取り組むことができる学習環境の設定の工夫などについてお知らせください。
- このシートの全ての欄を記入する必要はありません。また、このシートだけでは不十分と思われる場合には、必要な書類等を添付していただいても構いません。

「就学支援シート」の作成・活用の流れ

1 保護者

現在通っている園や療育機関とご相談いただき、「就学支援シート」を作成します。作成後、内容の確認をお願いします。原本を提出していただきますので、事前にコピーをお取りください。



2 保護者

12月中旬までに教育支援課に「就学支援シート」を提出します。
⇒教育支援課就学相談係まで（子育て支援・保健センター3階）



3 教育支援課

「就学支援シート」を就学先の小学校に引き継ぎます。（1月中旬から2月上旬）



4 就学先の学校

「就学支援シート」を活用して幼稚園や保育園等と引継ぎを行います。学校において個別の支援が必要な場合は、学校生活支援シート等を作成して、指導や支援を行います。入学前に面談を希望する保護者には、学校から連絡があります。



すべての項目を記入していただく必要はありません。「特に伝えたいこと」「知っていてほしいこと」を記入してください。

1 現在のお子さんの様子（得意なこと、頑張っていること、心配なこと、不安なことなど）（保護者記入）

--

2 小学校入学後、学校生活への期待や成長への願いを教えてください。（保護者記入）

本人の願い	
保護者の願い	

3 小学校でのより良い生活のために、現在のお子さんの成長・発達等のこと、また家庭で行っている支援があればその内容を記入してください。

項目	保護者記入欄		保育園・幼稚園等記入欄	療育機関等記入欄
	該当する数字に○をつけてください。 1 できる 2 どちらともいえない 3 苦手	支援や配慮が必要な場面 支援や工夫しているところ	支援、配慮が必要な場面 効果的な手立て等	
基本的 生活 習慣	着替えが一人でできる 1 2 3			
	大便・小便が一人でできる 1 2 3			
	箸やスプーンを使って一人で食事ができる 1 2 3			
	一人で準備・片づけ（整理整頓）ができる 1 2 3			
運 動	走る、跳ぶ、投げる等、全身を使った運動ができる 1 2 3			
	はさみを使う等、手指を使った作業ができる 1 2 3			



立川市サポートファイル

た ち サ ポ

をご活用ください

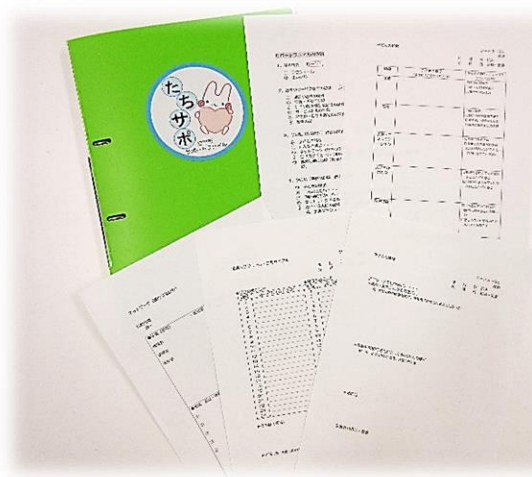


た ち サ ポ

とは・・・

サポートファイルは、お子さんの成長・発達の様子や、支援の内容などを記録する情報ファイルです。「発達で気がかりなところがある」「特性に応じた支援が必要」「障害がある」お子さんには、作成をお勧めしています。

入園・入学・進級、受診や相談などの際に、お子さんの出生時や成長の過程を説明したり、過去の経過を伝えたりするとき、きっと役に立ちます。また、お子さんの育ちの記録としても貴重なファイルになります。ぜひ、ご活用ください。



ご家庭で用意したファイルに
「たちサポ」ステッカーを貼り、記入した記録シートや関係機関に提出した書類のコピーなどを記録として保存します

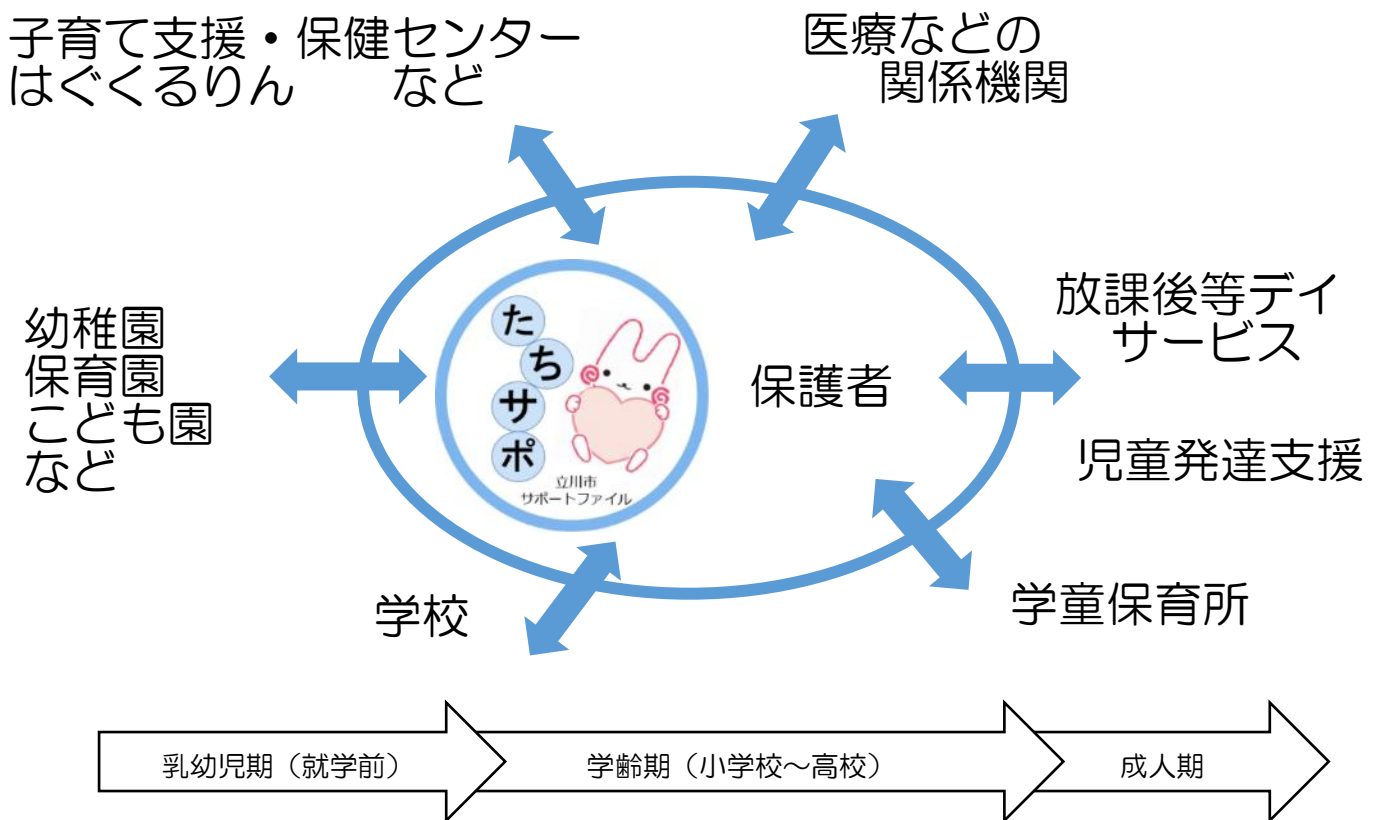
※ 記録シートは市公式ホームページからダウンロードできます





こんな便利に使えます

- ① **情報をひとまとめ** お子さんの成長発達に関する様々な情報をファイルにまとめ、保護者の方が把握しやすくなることで、ご家庭から関係機関への情報提供や説明、手続き等をスムーズにできるようになります。
- ② **お子さんの成長を記録** ライフステージを通じた情報をまとめることで、これまでのお子さんの成長発達の様子や医療・支援の経過等を簡単に見ることができます。
- ③ **途切れのない相談・支援** サポートファイルの記録を提示することで、これまでに受けた医療や支援の内容が伝わりやすくなり、継続的な相談や支援につながります。
- ④ **説明が容易に** サポートファイルの情報を活用することで、利用機関や支援者が変わっても、お子さんの特性や配慮事項などの説明を簡単に伝えることができます。



問い合わせ・配布先等

立川市児童発達支援センター 発達支援係

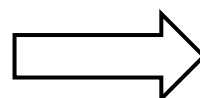
子育て支援・保健センター（はぐくるりん） ☎042-529-8586

（その他配布先）

- ・立川市役所：子ども政策課・障害福祉課
- ・子ども未来センター：保育課・子ども育成課

（市ホームページ）

右記の二次元コードからもダウンロードできます。





よくいただくご質問



就学相談について

Q. 「就学相談」とは何ですか。

- A. お子さんの小・中学校入学にあたり、“心身に障害がある”、“発達がゆっくり”、“集団行動が苦手”などの不安や心配に対し、心理や教育の専門知識を持った相談員が、必要な情報や見学・体験等の機会を提供しながら、お子さんの能力や可能性を最も伸ばせる教育環境や必要な支援の内容を保護者と一緒に考えるのが『就学相談』です。

Q. 就学相談の相談員は、何か特別な資格を持っている人ですか？

- A. 心理や教育の専門的知識と経験を持った者（公認心理師等や、小・中学校・特別支援学校での経験がある元教員）が相談にあたります。

Q. 在籍する園から、就学相談を受けるように勧められました。相談をしなければいけないのですか。

- A. 就学相談は、特別支援学級、特別支援学校への就学を希望又は検討されている方、身体の障害により移動等に困難があり、通常の学級で介助員の配置を希望する方、医療的ケアにより看護師の配置を希望する方を対象としています。特別支援教育の希望がなければ、相談していただく必要はありません。園などから就学相談を勧められた際は、その理由をお聞きください。その上で、就学相談を必要とする場合は、お申込みください。

Q. 発達検査、医師の診察はどこで受けられますか。

- A. かかりつけの医療機関や療育機関等にご相談ください。かかりつけの医療機関等がない場合は発達に関する専門の小児科、児童精神科等での受診をお願いします。発達検査、医師の診察には時間がかかりますので、余裕をもって準備をお願いします。

Q. うちの子は発達がゆっくりなため、なるべく卒園直前の成長の様子を見て判断してもらいたいと思っています。就学支援部会に参加する日程を、後半に指定できますか？

- A. 観察後の成長発達の見込みも含めて、支援の検討をいたしますので、ご安心ください。それでもご希望があれば、可能な範囲で、ご希望に沿うよう考慮いたします。担当の就学相談員にご相談ください。

ただし、例年、冬場に入るとインフルエンザなどで、就学支援部会を欠席されるお子さんが多いため、早めの日程をお勧めしています。

Q. 特別支援学級への就学を考えていますが、複数の学級の見学、体験を行うことはできますか。

- A. 立川市立の小・中学校では、通学区域に基づいて学校を指定しています。特別支援学級も、お住まいの住所によって入学する学校は決まっているため、見学や体験は指定校にて実施します。見学、体験については、就学相談の中でご案内いたします。また、特別支援学校では、学校見学会を開催していますので、学校のホームページでご確認ください。

Q. 就学相談の結果、保護者の希望と専門家の提案が異なる場合は、どうなりますか？

- A. 保護者のご希望と専門家の提案が異なる場合は、面談を行い、なぜそういう提案となったのかをご説明させていただきます。お子さんの特性や課題に合わせ、どんな配慮や支援が必要か、お子さんの力や可能性を最も伸ばすためにはどんな学習環境が望ましいかなど、専門家から出た意見の内容をお伝えしたうえで、改めて保護者のご意向をお聞きします。
- 最終的な就学先は専門家の意見及び本人・保護者の意向を総合的に勘案し、教育委員会が指定いたします。（市立小・中学校の場合は立川市教育委員会が、特別支援学校の場合は東京都教育委員会が指定します。）
- ただし、特別支援学級や特別支援学校へ就学する意向があっても当該の障害がないと判断される場合は、意向通りとならない場合があります。安心して入学式を迎えていただけるように、入学前に学校との面談の場を設け、必要な配慮や支援等について学校・保護者・教育委員会の三者で確認し合うほか、入学後の授業の様子を観察したり、ご家庭での様子をお尋ねしたりするなど、必要に応じて、ご相談を継続させていただきます。

Q. 1、2回の行動観察で、子どもの発達の状況や将来を十分に理解してもらえないか不安です。

- A. 就学相談員による行動観察だけでなく、お子さんの特性やご家庭での様子、将来についてのご意向などを、保護者からお伺いします。そのうえで、
- ・在籍している園、学校の先生等からお聞きする、様子や支援の状況
 - ・医師による診断書や、医療機関等での療育の記録
 - ・発達検査の結果と、就学後の支援等に関する所見
 - ・特別支援学校や特別支援学級の体験時の様子
 - ・就学支援部会での小集団での活動の様子
- を総合的に参照します。

Q. 通常の学級に就学した後に特別支援学校、特別支援学級に転学すること、また特別支援学校、特別支援学級に就学した後に、通常の学級に転学することはできますか。

- A. 保護者と在籍校で十分に相談をしていただいた上で、転学相談を申し込んでいただくことになります。転学相談では、就学相談と同様に就学相談員が保護者と面談し、発達検査、医師の診断、行動観察等を行い、転学後の支援・必要性について検討します。特別支援学校、特別支援学級への転学については、対象となる障害がない場合には、転学できません。



就学支援シートについて

Q. 就学支援シートは、どのように活用されますか？

- A. 教育支援課でお預かりした就学支援シートは、1月中旬より順次、お子さんの就学が決定した小学校へ送付いたします。受理した学校では、校長、副校長、特別支援教育コーディネーターなどの先生が目を通したのち、必要に応じて、保護者との面談や園との引継ぎの資料として活用するほか、学級編制の参考、学校生活支援シートや個別指導計画を作成、お子さんの指導・支援に役立てています。



特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室について

Q. 特別支援学級と通級指導学級、特別支援教室の違いを教えてください。

- A. 特別支援学級の場合は、その学級に在籍し、実態に応じた指導を行います。授業の内容によって、他学年の児童・生徒と共に学ぶこともあります。また、一部、通常の学級において学習する「交流及び共同学習」を行うこともあります。

これに対し、通級指導学級と特別支援教室の場合は、通常の学級に在籍し、授業を受けながら、週に数時間だけ、通級指導学級を設置している学校や校内の特別支援教室に通って特別な指導を受けます。

いずれの場合も、お子さんの状態に応じて、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服を目的とする「自立活動」を取り入れます。また、知的障害特別支援学級の場合は、各教科の内容を知的障害特別支援学校の各教科に替えるなど工夫した教育課程を編成します。

Q. 子どもが軽度の知的障害の診断を受けています。軽い、ということは、知的障害特別支援学級ではなく、特別支援教室（通級指導学級）で指導を受ければ良いですか？

- A. 障害の重さによる違いではなく、主障害が異なります。知的障害特別支援学級は知的障害のお子さんが対象です。一方、特別支援教室は、自閉症やADHDなどの発達障害や情緒障害のあるお子さんのうち、知的発達に遅れがないお子さんが対象です。そのため、特別支援学級に在籍している場合や、知的障害（軽度を含む）がある場合は、発達障害の特性があっても、特別支援教室（通級指導学級）は利用できません。

また、特別支援教室（通級指導学級）の入室（入級）には審査があり、上記の前提条件を満たしていても、審議の結果、認められない場合があります。

Q. 特別支援学級のある学校が遠いため、自転車や電車・バスで通学できますか。

- A. 学校が、お子さんの障害の状況や学校周辺の道路環境などを勘案し、安全面を指導しますので、本人、保護者が判断し、学校に届け出を行います。入学が決まったら学校にご相談ください。

Q. 特別支援学級は何人クラスですか？ 先生は何人ですか？

- A. 東京都の現在の基準では、児童8人で1学級を編制します。先生の手数は「学級数プラス1名」が配置されます。例えば、在籍している児童が9人の場合、8人を超えているので2学級となり、先生は3人です。ここでいう「学級」は、クラスの構成自体が8人と1人になるわけではなく、低学年と高学年、あるいは4人と5人など、学習内容や障害の特性、活動のしやすさ等を考慮して分けるのが一般的です。少人数であることに支障がある場合は、2学級以上で活動することもあります。

また、担任の先生以外に、学級の状況等に応じて、市独自に臨時指導員を配置しているほか、図工や音楽の時間には、専科の先生が入る場合もあります。

Q. 主治医からの「通級指導学級を利用したほうが良い」との診断書があります。就学相談の中で希望を伝えておけば、入学してすぐに利用することができますか？

- A. 通級指導学級と特別支援教室は、通常の学級において、学習上や生活上の困難さを改善・克服するための知識等を身に付けるための指導を行います。そのため、医学的な診断のみではなく、学級における困難さの状況を踏まえて指導の必要性を検討します。

◆きこえの教室、ことばの教室（難聴・言語障害通級指導学級／小学校）

就学前のお子さんでも、随時、設置校にてご相談を受け付けています。その結果、必要に応じて、学級での体験的な通級を行う場合もあります。入学直前の2月の審査会で、入学後も継続した通級指導が必要だと認められれば、4月1日付で正式入級が決定します。

◆特別支援教室キラリ（小学校）

入室の申込みは、入学後の在籍学級での様子を見てからとなります。

東京都教育委員会のガイドラインでは、特別支援教室での指導の必要性を判断する目安として、

- ・レベル1＝心理職等の助言を受けながら指導を工夫すれば、担任の先生が対応できる
- ・レベル2＝支援員を配置するなど校内外の人材を活用すれば、対応できる
- ・レベル3＝レベル1、2では対応が困難で、特別支援教室での指導を必要とする

の「レベル3に該当すること」とされています。

そのため、校内での取り組みの経過や課題、特別支援教室で達成したい目標、必要な時間数等を検討してからの入室申請となります。

就学相談で特別支援教室の利用についての意向があった場合は、早めの授業観察や体験につなげられるよう、教育支援課より就学相談の資料とともに、就学先の小学校へ引き継ぎます。

◆特別支援教室プラス（中学校）

例年9～10月に、小学校6年生の保護者を対象に、巡回グループごとに説明会を開催します。ご希望により、個人面談も行います。その結果、必要に応じて、中学校での体験的な通室を行う場合もあります。入学直前の2月の審査会でプラスでの指導が必要だと認められれば、4月1日付で正式入室が決定します。



副籍制度について

Q. 特別支援学校に就学した場合、地域の中で障害のある子どもも障害のない子どもも一緒に育つ機会がありますか？

- A. 東京都では、障害のある人となない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会（＝共生地域）の実現を目指し、「副籍制度」を推進しています。副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

立川市では、就学相談の結果、特別支援学校への就学意思を確認した後に、副籍制度に関する意向や交流内容に関する希望をお聞きし、地域指定校を決定しています。特別なご事情がない限り、原則としてご自宅に最も近い通学区域の小学校、中学校が地域指定校となります。そして、保護者やご本人のご希望を踏まえて交流の内容を決め、なるべく早期から実施できるように、お子さんの状況を地域指定校にお伝えし、打合せをさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、担当の就学相談員にご相談ください。

直接的な交流

特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の付添のもと、地域指定校の通常の学級の授業や、学校行事に参加します。

◆学校行事等の見学・参加

- ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会

◆授業等の参加

- ・国語や音楽の授業に参加
- ・全校集会や学年集会への参加
- ・部活動への参加 など

間接的な交流

学校だよりや学級だよりの交換等を中心に行います。

◆学校だよりの交換

- ・郵送で交換をする
- ・保護者が地域指定校に届ける
- ・地域指定校の児童が、特別支援学校の児童の家に届ける など

◆学校だよりの交換以外の間接的な交流

- ・展覧会などに作品を出品し展示する
- ・おたより交換の中に手紙を書いてやりとりする など



放課後の過ごし方について

Q. 学童保育所の利用を考えています。申込みはいつ頃ですか？

- A. 新年度の申込みは、前年の10月頃から申込書の配布が始まり、11月頃に受付予定です。申込みのお知らせは、市の広報及びホームページに掲載されます。

～令和7年度向け募集の内容（参考）～

保育時間：学校のある日は下校時から18時（延長19時）までの保育。

学校休業日や土曜日は8時～18時（延長19時）までの保育。

延長保育：18時～19時 延長保育料：月額2,000円 一時利用：日額500円

保育料：月額4,000円（きょうだいで入所の場合、上の学年の児童は2,500円）

間食費：月額2,000円 休所日：日曜日・祝日・年末年始。

令和8年度向け募集の内容等詳しくは、

市役所 子ども育成課 学童保育所係 ☎042-523-2111 内線1300へ

なお、各学童保育所の情報は、市ホームページでご紹介しています。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kosodate/m-kosodate/1004941/1004989/1004995.html>



Q. 放課後子ども教室とはどのようなものですか？

- A. 立川市では、小学校内で子どもたちが自由に遊びや、スポーツ、学習などをして過ごすことができる「放課後子ども教室」を実施して、子どもの安全・安心な居場所を設けております。民間事業者に委託し、平日毎日のほか夏休み等の長期休業期間も実施しています。

詳しくは、市役所 子ども育成課 放課後子ども教室係

☎042-523-2111 内線1302へ

なお、放課後子ども教室の情報は、市ホームページでご紹介しています。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kosodate/m-kosodate/1004941/1004991/1005028/index.html>



Q. 主治医から、放課後等デイサービスの利用を勧められました。どんな手続きが必要ですか？

A. 学校（幼稚園、大学を除く）に通学中の障害児を対象に、放課後等において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等を支援しています。学校教育と相まって自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

利用するためには、

①主治医等に利用の適否について相談する。 *障害手帳または診断書が必要です。

②事業所に空き状況等を問い合わせ、見学を行う。

③事業所の利用が決まったら、市役所 障害福祉課（市役所 1 階）へ申請する。

☆申請に来所される前に、障害福祉課の地区担当員へお電話ください。

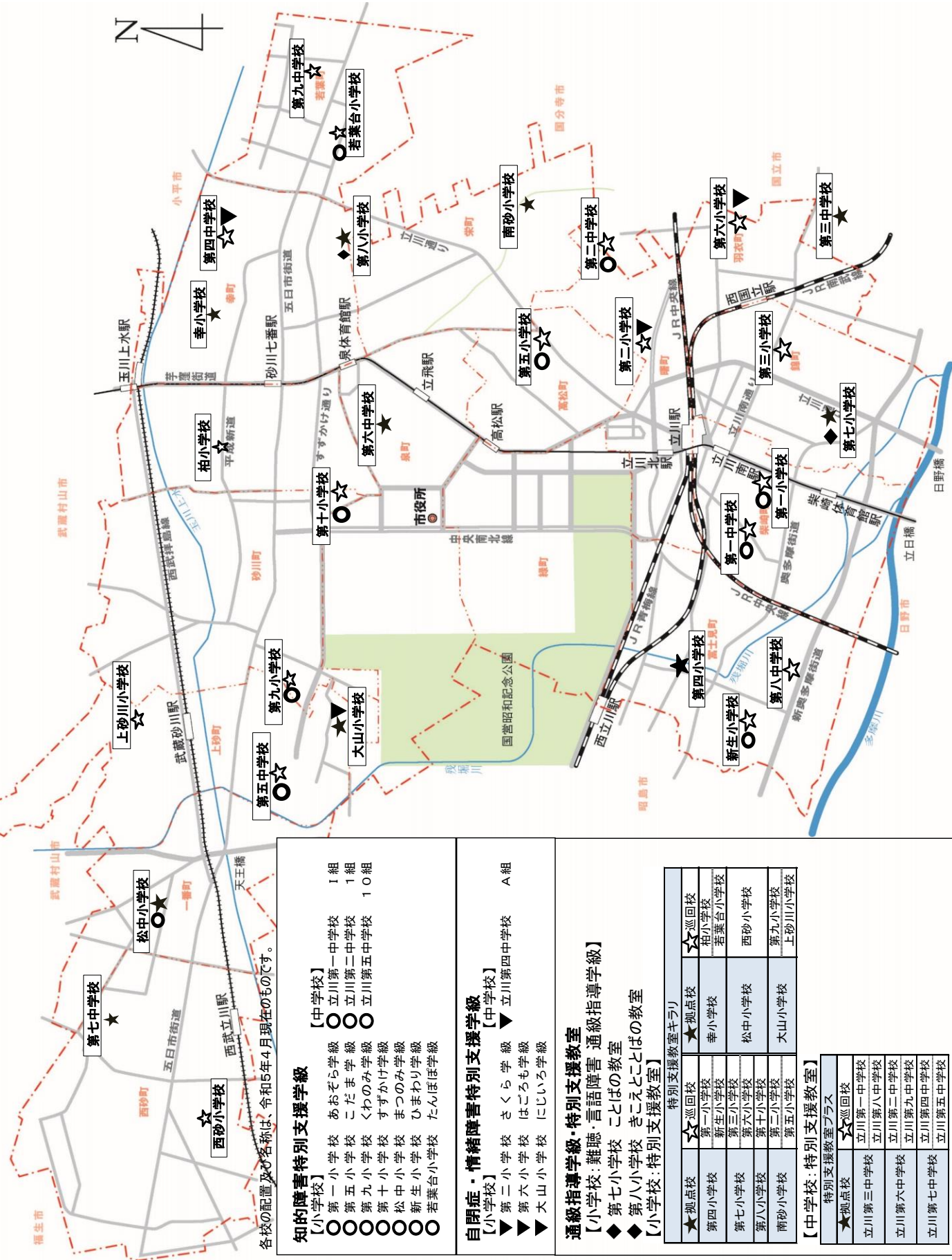
☆障害児支援計画案の提出が必要です。

詳しくは、障害福祉課 ☎042-523-2111 内線 1517～1523 へ。

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kenko/shogai/1003562/1003628.html>



令和8年度 立川市立小学校・中学校 特別支援学級等配置



子育て支援・保健センター

〒190-0022 立川市錦町 3 丁目 3 - 6

受付 月～金曜日／第 2 土曜日
午前 9 時～午後 5 時
※ 4～8 月は、第 4 土曜日も受付

休業日 日曜・祝日・年末年始

